

平成19年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況（案）

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

平成20年9月

農 林 水 産 省

目 次

平成19年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	3
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	4
① 重視される機能に応じた管理経営の推進	4
ア 水土保全林	5
イ 森林と人との共生林	6
ウ 資源の循環利用林	7
② 路網の整備	8
③ 治山事業の実施	9
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	11
① 民有林との連携による森林・林業の活性化	11
② 流域管理推進アクションプログラムの取組	13
(3) 国民の森林としての管理経営	14
① 双方向の情報受発信	14
② 森林環境教育の推進	15
③ 森林整備・保全への国民参加	18
ア 分収林制度による森林づくり	18
イ NPO等による森林づくりの支援	19
ウ 木の文化を支える森づくり	21
エ 生物多様性の保全や自然再生活動の実施	22
(4) 地球温暖化防止対策の推進	24

2	国有林野の維持及び保存	26	② ITの活用	48
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	27	③ 労働安全衛生の確保	48
①	森林の巡視及び境界の保全	27	(2) 平成19年度の収支	49
②	森林病虫害の防除	28	6 その他国有林野の管理経営	50
③	保安林の適切な管理	29	(1) 人材の育成	51
(2)	保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	30	(2) 林業技術の開発普及	52
①	保護林の設定及び保全・管理の推進	30	(3) 地域振興への寄与	53
②	「緑の回廊」の整備の推進	32	(4) 労使協力の推進	53
③	野生動植物の保護管理の推進	34	(参考)	
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	35	1 用語の解説	56
⑤	環境行政との連携	36	2 林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	60
3	国有林野の林産物の供給	37	(索引)	
(1)	計画的な収獲の実施	38	図及び表の索引	61
(2)	林産物等の販売	39		
4	国有林野の活用	41		
(1)	国有林野の活用の適切な推進	42		
①	国有林野の貸付け	42		
②	林野・土地の売払い	43		
(2)	公衆の保健のための活用の推進	44		
5	国有林野の事業運営	46		
(1)	管理経営の事業実施体制	47		
①	民間委託の推進	47		

平成19年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めていますが、その多くは奥地脊^{せきりょう}・梁山地や水源地域に分布しており、原生的な天然林も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等への貢献が求められるなど、国民の期待や要望は、公益的機能の発揮を中心にさらに多様化しています。

国有林野事業では、平成18年9月に策定された新たな「森林・林業基本計画」等に基づき、国民の多様な要請に応えるため、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的な管理経営に努めています。

また、平成19年2月から、政府一体となり、適切な森林の整備・保全などの取組を、幅広い国民の理解と協力のもとで推進する「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しており、国有林野事業では、率先して取り組んでいます。

(管理経営基本計画)

国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」と略記)を策定し、これに基づき管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年毎に改訂することになっており、現在の計画は、平成16年4月から平成26年3月までを計画期間としています。

(「国民の森林」に向けた取組の推進)

管理経営基本計画では、名実ともに開かれた「国民の森林」を実現していくため、①国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の一層の推進、②森林とのふれあいや森林環境教育への貢献、国民参加の森林づくり等の本格的な推進、③地球温暖化防止等新たな政策課題への率先した取組を進めるとともに、④双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組を推進することにしていきます。

(平成19年度の実施状況)

本報告は、平成19年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけわかりやすく記載したものです。

(平成19年度の主な取組)

平成19年度に実施した主な取組は以下のとおりです。

(1) 公益的機能の維持増進

- 森林の公益的機能を維持増進させるため、長伐期施業や針葉樹と広葉樹の混交などによる育成複層林施業を実施しました。(本文5ページ)
- 特に、森林の健全性を保つため、地球温暖化防止の観点からも、間伐材の有効活用に努めながら、間伐を推進しました。(本文7ページ)
- 集中豪雨などによる山地災害の復旧に迅速に対応しました。(本文9ページ)

(2) 森林とのふれあいや森林環境教育等の推進

- 学校等を対象に国有林野を森林環境教育の場として提供する「遊々の森」の協定を新たに全国13箇所で締結しました。(本文15ページ)
- 森林整備への国民参加を促進するために設定した、全国143箇所の「ふれあいの森」で、延べ約1万人の方に森林づくり活動に参加いただきました。(本文19ページ)
- 伝統文化の継承等に貢献するため、新たに「伊予之三名島古事の森」を設定し、「木の文化を支える森づくり」活動を推進しました。(本文21ページ)
- 自然再生などに取り組み市民団体などと連携し、現地調査や再生活動等に取り組みました。(本文22ページ)

(3) 新たな政策課題への優先した取組

- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐の実施等健全な森林の育成や治山事業等における木材の利用を推進しました。(本文24ページ)
 - 優れた自然環境を有する森林の維持・保全等を図るため、全国9箇所で保護林を設定・拡張しました。(本文30ページ)
 - また、「緑の回廊」においてモニタリング調査を実施するなど、野生動植物の生息・生育環境の保全に努めました。(本文32ページ)
- (4) 双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組
- 広く国民の声を聴き、管理経営に活かすため「国有林モニター会議」等を行いました。(本文14ページ)
- (5) 林産物の持続的かつ計画的な供給
- 自然環境の保全に配慮しつつ、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給に貢献しました。また、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の供給にも努めました。(本文38ページ)
- (6) 効率的な事業の実施
- 伐採・造林等の事業について、そのほとんどを民間委託化するなど、効率的な事業運営に努めました。(本文47ページ)
 - 木材価格の低迷等厳しい状況の中、収支両面にわたる努力を行い、平成16年度以降は新規借入金ゼロとしており、収入が支出を59億円上回りました。(本文49ページ)



1 国有林野の管理経営に関する基本方針に
基づく管理経営の推進

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

① 重視される機能に応じた管理経営の推進

国有林野は、奥地脊^{せきりょう}、梁山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

また、近年では、森林に対する国民の期待や要請が、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育や木の文化の継承への貢献等、さらに多様化しています。

国有林野事業では、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、こうした要請等に適切に対応するため、それぞれの国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次の三つの類型に区分し、適切かつ効率的な管理経営を行っています。

- ・ 国土の保全や水源のかん養を通じて安全で快適な国民生活を確保することを重視した「水土保全林」
- ・ 貴重な自然環境の保全や、国民と自然とのふれあいの場を提供することを重視した「森林と人との共生林」
- ・ 公益的機能の発揮に配慮しつつ、効率的に木材等の林産物の生産を行うことを重視した「資源の循環利用林」

表-1 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積計759万ha)		目指すべき森林の姿	森林施策 ^(注) の特徴
公益林	水土保全林 512万ha (67%)	樹木の根が張りに張られ、土壌の層が落ち、下草の発達が良好な森林	天然林 ^(注) では、育成・複層林 ^(注) を推進。複層林 ^(注) では、育った針葉樹等を活用した針葉林 ^(注) を推進。
	水源かん養 361万ha (47%)	隙間が多く雨水を吸収しやすい土壌を有し、様々な樹種で構成され、根や下草の発達が良好な森林	天然林 ^(注) では、複層林 ^(注) を推進。複層林 ^(注) では、伐期の長期化、針葉林 ^(注) の混交林化を推進。
森林と人との共生林 211万ha (28%)	自然維持 153万ha (20%)	原生的な森林生態系を保持した森林	特別な場合を除いて、伐採を自然林の維持に委ねる実施。
	森林空間利用 58万ha (8%)	優れた自然美や歴史・景観・生態系等を有する森林	天然林では、多様な森林を維持・育成する実施。人工林では、景観の育成に配慮しつつ、実用・複層林 ^(注) 等に導入による混交林化を推進。
資源の循環利用林 36万ha (5%)	成長力が旺盛で優れた木材等の生産に適した森林	通常の伐期の育成・複層林 ^(注) を実施。また、大径材の供給を目的とした長伐期林業を実施。	

注：1 面積は、平成20年4月1日現在の数値である。
 2 右肩に「注」と書いてある用語については、56～60ページにその解説を記載している。
 3 機能類型区分外（約8千ha）は、資源の循環利用林を含む。

ア 水土保全林

国有林野の67%を占める「水土保全林」は、その目的によって、「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に分けています。

「国土保全タイプ」の森林では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に、間伐^註等の施業を行っています。

「水源かん養タイプ」の森林では、渇水や洪水の緩和等を目的として、健全な森林を保っていくために、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や、育成複層林施業、針広混交林化等を行っています。

この育成複層林施業を進めるために、長期育成循環施業^註を推進しました。

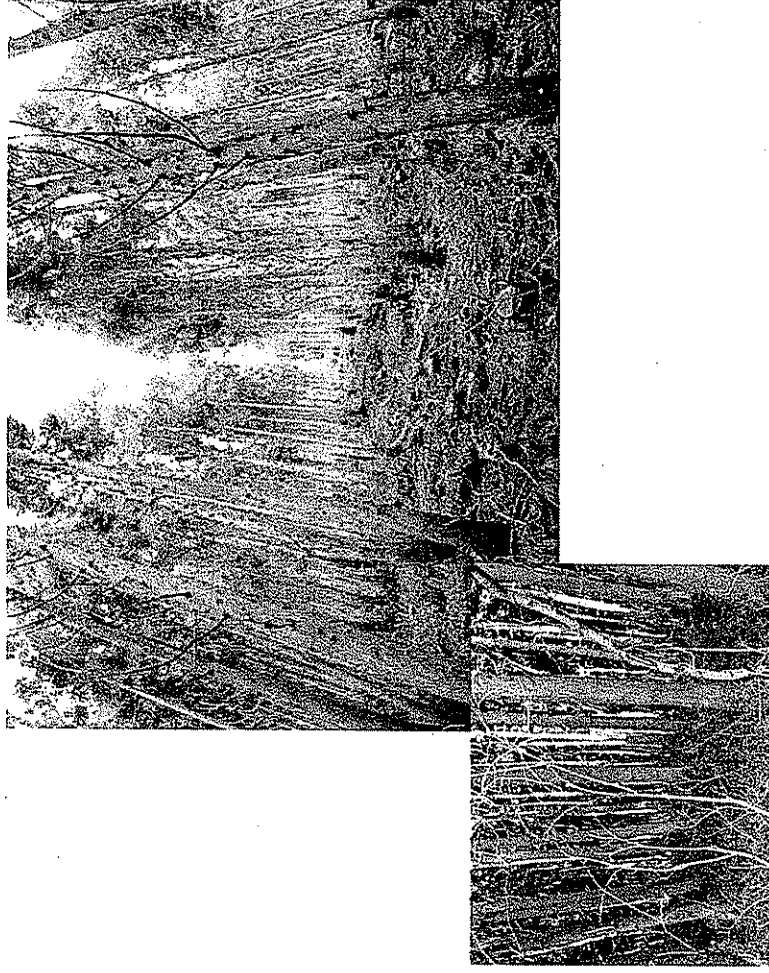
このほか、土砂崩れや土砂の流出による森林の荒廃を回復するためや防ぐための治山施設の整備も行っています。

事例 公益的機能の発揮に向けた森林施業の推進

国有林野事業では、森林の有する公益的機能を高度発揮させるとともに、森林吸収源対策として、積極的に間伐等の森林整備を実施しています。

中部森林管理局では、平成19年度には、約3千haの保育間伐を実施するとともに、その結果生産された間伐材の供給に努めました。

(中部森林管理局)



場 所：長野県上水内郡信濃町 霊仙寺山 国有林

説 明：写真は、間伐実施前（左下）と間伐実施後（右上）の林内の様子です。

イ 森林と人との共生林

国有林野の28%を占める「森林と人との共生林」は、自然環境の維持・保全、遺伝資源の保存等を目的とした「自然維持タイプ」と、レクリエーション活動の場を提供や優れた景観の維持を目的とした「森林空間利用タイプ」に分けています。

「自然維持タイプ」の森林では、特に原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育するなど、特別な保全・管理が必要な森林を対象に、保護林（30ページ参照）の設定を進めています。

「森林空間利用タイプ」の森林では、国民に森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」（44ページ参照）や、森林づくりを行うボランティア団体等に活動の場を提供する「ふれあいの森」（19ページ参照）を設定しています。

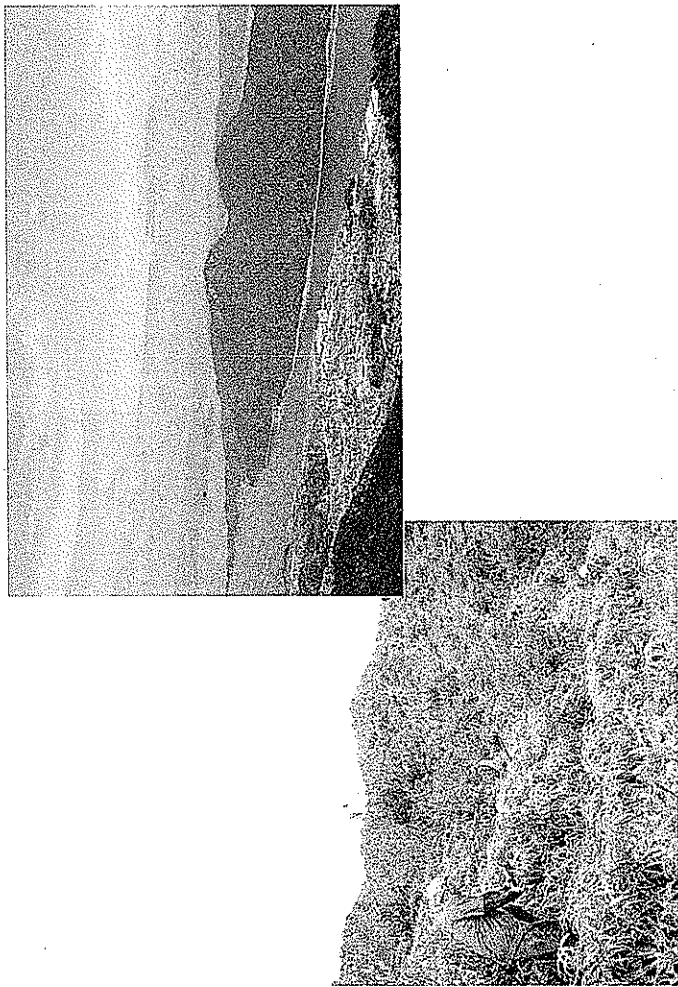
また、世界自然遺産²⁸⁾はもとより、世界文化遺産²⁹⁾周辺の森林景観を保全するための施業等にも取り組んでいます。

事例 世界文化遺産「^{いづくしま}厳島神社」周辺の森林景観を保全する取組

広島森林管理署では、世界文化遺産「厳島神社」の緩衝地帯となっている宮島国有林について、松くい虫被害や山火事等によりその植生が変化し、森林景観が損なわれること等が懸念されることから、平成15年に学識経験者等による検討を経て「森林景観の保全指針」を作成し、景観の保全に取り組んでいます。

平成19年度には、ボランティアの方々の協力をいただきつつ、樹木の更新を妨げているシダ類の刈り払いや更新状況のモニタリング調査、枯損木の除去等について、これまでに引き続き実施しました。

(近畿中国森林管理局 広島森林管理署)



場所：広島県廿日市市 宮島国有林

説明：写真は、シダの刈り払い作業（左下）と宮島の全景（右上）の様子です。

ウ 資源の循環利用林

国有林野の5%を占める「資源の循環利用林」は、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的とする森林です。

その約6割は、スギ、ヒノキ、カラマツ等の成長が盛んな人工林であり、間伐などの適切な森林整備を行っていくことが必要です。

資源の循環利用林では、多様で良質な木材を将来にわたって安定的に供給していきけるよう、木材の生産目標に応じて更新[※]、保育[※]や間伐を進めるとともに、効率的な木材生産の基盤となる作業道等の整備も進めています。

特に、森林の健全性の維持増進を図る間伐に当たっては、間伐材の有効活用に努めました。

表-2 更新、保育、間伐の実施状況 (単位: ha、%、万m³)

区分	平成19年度		(参考)平成18年度	
	ha	%	ha	%
更新				
人工造林 [※]		7,948		4,643
資源の循環利用林		1,581(20)		1,210(26)
天然更新 [※]		10,361		8,561
資源の循環利用林		1,705(16)		889(10)
下刈 [※]		78,266		77,054
保育				
資源の循環利用林		8,377(11)		8,014(10)
つる切 [※] 、除伐 [※]		41,672		19,821
資源の循環利用林		3,323(8)		1,955(10)
間伐(万m ³)		560		418
資源の循環利用林		62(11)		61(15)

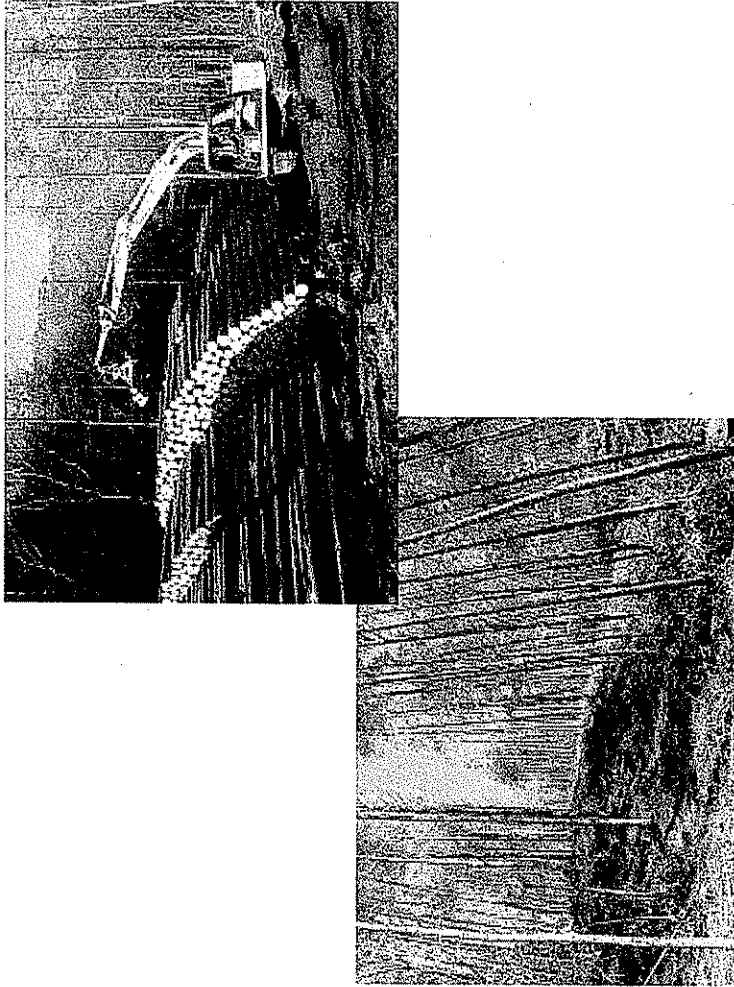
注: 1 ()書は、資源の循環利用林において実施したものの割合(%)である。

2 分取造林(18ページ参照)における実績を含む。

事例 効率的な間伐の推進

盛岡森林管理署では、健全な森林を育てるために不可欠な間伐を一層推進するため、列状間伐[※]と高性能林業機械[※]を組み合わせた低コストで高効率な作業システムを積極的に導入しています。なお、搬出した間伐材の計画的な販売により、木材の安定供給にも寄与しています。

(東北森林管理局 盛岡森林管理署)



場所: 岩手県岩手郡岩手町 金沢山国有林
 説明: 写真は、列状間伐を実施した森林(左下)と搬出した間伐材(右上)の様子です。

② 路網の整備

森林の適切な整備や保全を行うため、投資効率や景観などに十分配慮しながら、林道や作業道等による路網^④の整備を進めています。

基幹的な役割を果たす林道については、平成19年度に120路線を開設した結果、平成19年度末の路線数は12,532路線、延長は43,668kmとなりました。

また、森林吸収源対策として間伐等の森林整備を高性能林業機械を活用して低コストで効率的に推進するため、林道と組み合せて継続的に利用する作業道等を整備しています。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで発生する土砂量や構造物の設置数を減少させるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することで、コスト縮減等に努めています。

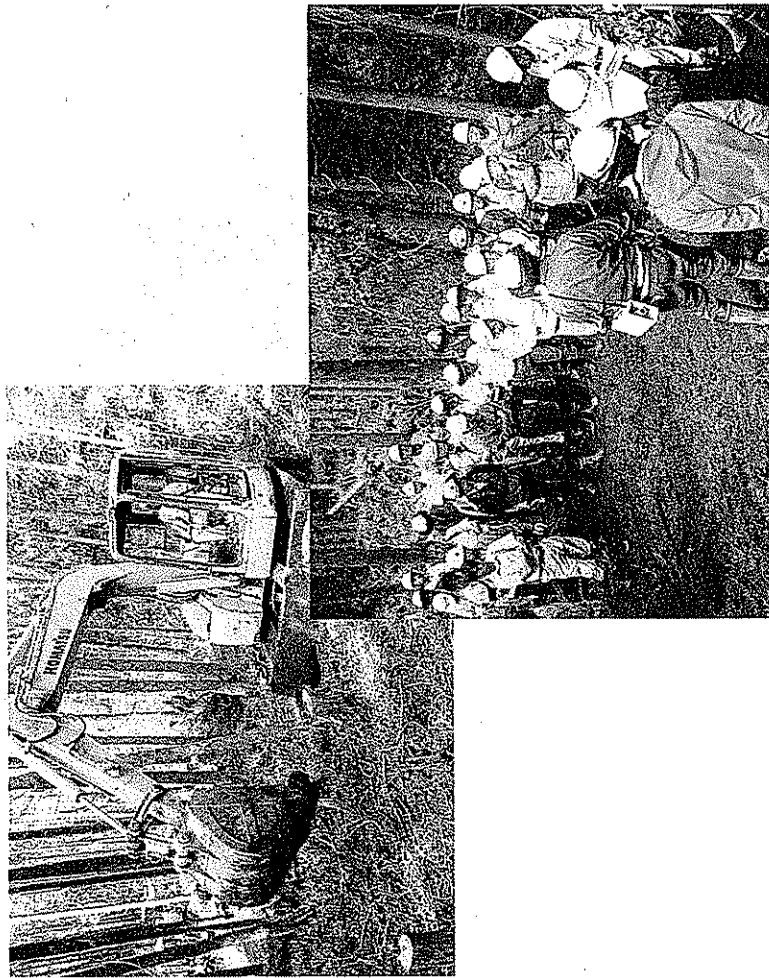
また、このような低コストな路網整備などの取組について、率先して現地検討会を開催する等、民有林への普及に取り組んでいます。

さらに、国有林と民有林が併存する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 低コスト・高効率な作業システムに適合した路網整備の推進
低コストで高効率な作業システムを普及するためには、簡易で壊れにくく、繰り返し利用できる路網の開設が不可欠です。

このため、大分森林管理署では、「簡易で壊れにくい作業路網」の整備に積極的に取り組み、間伐等を着実に実施するとともに、その成果を民有林に普及していくための現地検討会を開催しました。

(九州森林管理局 大分森林管理署)



場所：大分県由布市立石国有林
説明：写真は、簡易で壊れにくい作業路の作設（左上）と現地検討会（右下）の様子です。

③ 治山事業の実施

安全で安心できる暮らしを実現することを目的に、治山事業により、荒廃地の復旧整備や保安林[※]の整備を計画的に進めていきます。

平成19年度には、迅速な災害対応に努めるとともに、総額約432億円の「国有林野内直轄治山事業」を行ったほか、国有林内で発生した大規模な土砂崩れや地すべりで工事に高度な技術が必要な箇所等について、総額約140億円の「国有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行いました。

これらの事業を行うに当たっては、自然環境の保全に配慮するとともに、コストの縮減にも努めています。

また、近年局所的な集中豪雨が多発し、上流部の国有林から下流部の国有林へまたがって災害が発生する例も少なくないことから、復旧計画の策定などを関係都道府県との一層緊密な連携の下で進めるため、「治山事業連絡調整会議」を開催し、連絡調整に努めています。さらに、地域の安全の確保・向上を図るため、災害情報の提供など、地域の自主的な協力も得つつ、迅速な災害対策を図っています。また、都道府県に対しては、新潟県中越沖地震など大規模災害発生時に、国有林における山地災害危険地区及び治山施設の調査に協力する等の支援を迅速かつ円滑に実施しています。

事例 新潟県中越沖地震における支援

平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震により、国有林を中心に山地災害が発生しました。このため、関東森林管理局では、ヘリコプターによる概況調査を行い、山地災害の早期全容把握に努めるとともに、新潟県からの支援要請を受け、職員を派遣して二次災害の防止のための治山施設等の緊急点検に協力しました。

(関東森林管理局)



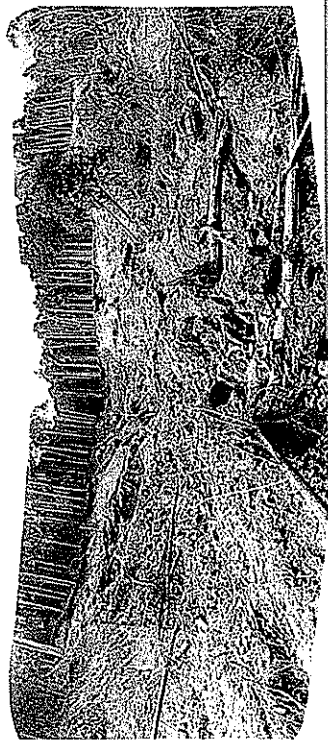
場 所：新潟県柏崎^{かしわざき}市
説 明：写真は、治山施設の緊急点検の様子です。

事例 直轄治山災害関連緊急事業の実施

西都児湯森林管理署管内の木城町矢櫃地区では、平成18年8月の台風10号に伴う集中豪雨によって0.7haに及ぶ山腹崩壊が発生しました。さらに、山腹斜面に堆積した大量の不安定な土砂が今後の豪雨等により崩壊して下流域に大きな被害を与えるおそれがありました。

このため、二次災害発生の防止対策として、山腹工²⁾等を緊急に実施しました。

(九州森林管理局 西都児湯森林管理署)



場所：宮崎県児湯郡木城町尾鈴国有林

説明：写真は、山腹崩壊発生直後の不安定な土砂（左上）と、災害復旧事業により実施した山腹工や非土工（右）の様子です。

事例 景観に配慮した治山事業

根釧西部森林管理署では、阿寒国立公園特別地区にあり多くの観光客が訪れる硫黄山において、土砂流出による被害防止のための治山事業を実施しています。施工に当たっては、景観に配慮して、床固工²⁾や流路工²⁾に、木材を利用してしています。

(北海道森林管理局 根釧西部森林管理署)



場所：北海道川上郡弟子屈町川湯国有林

説明：写真は、高耐久化処理を施した木材を利用して景観に配慮した床固工や流路工の様子です。

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

① 民有林との連携による森林・林業の活性化

「森林の流域管理システム」は、流域を基本単位として、民有林・国有林を通じた適切な森林整備の推進や林業・木材産業の振興を図るため、森林・林業・木材産業の関係者のみならず、下流域の都市住民等も含めた幅広い関係者が連携し、一体となって取り組もうとします。

国有林は、この流域管理システムの下で、流域森林・林業活性化協議会[※]などを通じて積極的な働きかけを行っています。

こうした中で、近年、地方公共団体等との間で覚書・協定を締結し、民有林と国有林との連携により効率的な森林整備等を推進する取組や、NPO[※]、ボランティア団体等との間で協定を締結し、国有林をフィールドとして、民間団体等が森林づくり活動をはじめ多様な活動に取り組む事例が増えています。

図一 1 森林の流域管理システムの考え方

- 流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者等が、流域森林・林業活性化センター^{一社}を組織し、その下で協議会を開催。
- 流域ごとの活動の基本方針及び実施計画を策定するとともに、関係者間の合意形成を促進し、これに沿って流域一体となった取組を推進。

